

令和5年1月17日

ご利用者の皆様へ

島根県芸術文化センター 指定管理者  
公益財団法人しまね文化振興財団

### 施設利用料金の設定誤り及び過徴収に関するお詫びとご報告

謹啓 平素は島根県芸術文化センターをご利用いただき、誠にありがとうございます。

さて、この度、島根県芸術文化センターいわみ芸術劇場の一部の施設（小ホール、小ホール中楽屋）について、県条例で定められた範囲を超過した利用料金を設定し、ご利用者様から徴収していたことが判明いたしました。本件につきまして、多大なご迷惑をお掛けいたしましたことを、心からお詫び申し上げます。

該当の利用料金を是正し、過徴収分につきましては、対象のご利用者様に別途、返金に関するご案内をさせていただきます。

今後、同様の事案を発生させることがないよう、再発防止策を徹底し、細心の注意を払って運営に取り組んでまいります。

謹白

### 記

#### 1. 概要

小ホールは平成17年10月8日の料金改定以降、小ホール中楽屋は平成26年4月1日の料金改定以降、令和3年11月6日までの期間、一部の利用料金について計算過程及び端数処理に誤りがあり、県条例で定められた範囲を超過した料金を設定し、ご利用者様から徴収していたことが判明したため、受付書類が残っている過去10年度分である平成24年4月1日以降の利用分について調査しました。

#### 2. 返金対象者、金額等

- (1) 対象期間 平成24年4月1日～令和3年11月6日
- (2) 対象者 195団体
- (3) 対象件数 641件
- (4) 返金金額 合計 52,590円（1件あたり10円～550円 ※遅延損害金を除く）  
※詳細につきましては、対象のご利用者様に個別にご案内してまいります。

#### 3. 本件に関するお問合せ先

島根県芸術文化センター 指定管理者 公益財団法人しまね文化振興財団  
（担当：いわみ芸術劇場総務広報課）  
〒698-0022 島根県益田市有明町5-15  
TEL 0856-31-1860 お問合せ時間 9：00～17：00  
休館日 第2・第4火曜日

以上